

就学援助制度のお知らせ

【要保護・準要保護児童生徒援助費】

大玉村では、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し学校生活に必要な費用の一部を援助する制度を設置しています。

申請を希望される方は学校を通じ大玉村教育委員会に書類を提出していただき、その後、教育委員会で認定となった場合に支給対象となります。制度の概要は以下のとおりです。

制度の趣旨

経済的な理由によって、学校に通うことが困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等にかかる費用の一部を援助する事業です。

就学援助の対象になる方

原則として、村内に住所を有し、かつ村立小中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち教育委員会が認定をした方

〔要保護者〕 生活保護を受けている方

〔準要保護者〕

要保護に準ずる程度に困窮している方または、以下の措置を複数受けている保護者のうち教育委員会が認定した方

- ①生活保護が停止または廃止
- ②個人事業税の減免を受けている者
- ③個人村民税（住民税）が非課税の者
- ④個人村民税（住民税）が減免されている者
- ⑤固定資産税が減免されている者
- ⑥国民年金保険料が減免されている者
- ⑦国民健康保険税が減免されている者
- ⑧児童扶養手当の支給を受けている者
- ⑨生活福祉資金の貸し付けを受けている者

（裏面もご覧ください）

援助される費用

- 学用品費
- 通学用品費（小学校・中学校とも1学年除く）
- 新入学生児童生徒学用品費（小学校・中学校の新1学年のみ）
- 校外活動費（泊なし）
- 校外活動費（泊あり）
- 修学旅行費
- 学校給食費
- クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費
- 卒業アルバム代等
- オンライン学習通信費

申請方法

申請受付は、教育委員会及び児童生徒の通学する学校となります。
※申請は随時受付しております。